

平成 20 年度
「安全で災害に強い地域づくり推進事業」実施要綱

第 1 趣旨

財団法人日本消防協会は、財団法人自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、この要綱に定めるところにより、市町村の女性消防隊の育成強化を図るための助成、全国市町村の防災力の強化充実のための防災啓発事業の実施を通じて安全で災害に強い地域づくりを推進するとともに、宝くじの普及広報を行うものとする。

第 2 助成対象事業者

助成対象事業者は、女性消防隊を有する市（区）町村及び全国市長会とする。

第 3 助成対象事業者

1 助成対象事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
- (2) 他に国の補助金の交付を受けないものであること。
- (3) 当該年度に確実に事業を完了するものであること。

2 助成対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業

初期消火活動及び予防活動助成事業

常備消防の展開に時間を要する地域、またはサラリーマン消防団員の増加により日中時の消防力が低下している地域等において、女性消防隊が火災被害を最小限に軽減する初期消火を行う D - 1 級軽可搬消防ポンプ等の購入及び女性消防隊が防火思想普及に努めることを目的とする予防活動に必要な物品購入に対する助成。

初期消火活動及び応急救護普及活動助成事業

常備消防の展開に時間を要する地域、またはサラリーマン消防団員の増加により日中時の消防力が低下している地域等において、女性消防隊が火災被害を最小限に軽減する初期消火を行うための D - 1 級軽可搬消防ポンプ等の購入及び救急隊到着までの救命率を向上させるため実施する応急処置及びその訓練に必要な物品購入に対する助成。

(2) 地域の総合的な防災力の強化充実のための防災啓発事業

全国市町村における地域防災の要である消防団の活動の紹介、消防防災設備等の展示及び全国の各地域における防災への取り組み等についての PR を行う総合的な防災展の実施に係る助成。

3 上記 2 の (1) の助成対象事業は、別表のとおりとする。

第 4 助成額

1 助成率は、助成対象経費の 100%以内とする。

2 助成額は、次に定める範囲内の額とする。

- (1) 初期消火活動及び予防活動助成事業 (1 件当たり) 1 , 0 0 0 千円

(2) 初期消火活動及び応急救護普及活動助成事業(1件当たり) 1,000千円

(3) 地域の総合的な防災力の強化充実のための防災啓発事業 20,000千円

第5 宝くじの普及広報

1 第3の2の(1)の事業に係る助成金の交付を受けた市(区)町村長は、本事業の財源が宝くじの普及広報事業費であることに鑑み、当該助成備品に別に定める表示(宝くじの普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」参照)を行うとともに、市(区)町村の広報誌を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報も行うものとする。

なお、「宝くじ普及広報デザイン」の表示にかかる経費は助成対象とする。

2 第3の2の(2)の事業に係る助成金の交付を受けた全国市長会会長は、本事業の財源が宝くじの普及広報事業費であることに鑑み、事業実施に当たっては看板等の掲示物に別に定める表示(宝くじの普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」参照)を行うとともに、その広報誌等を通じ「宝くじの助成金で実施した」旨の広報を行うものとする。

第6 助成の申請手続き

この要綱により助成を受けようとする市(区)町村長及び全国市長会会長は、財団法人日本消防協会会長(以下「会長」という。)に助成申請書(別記様式第1号)を提出するものとする。この場合において、市町村長からの申請にあつては、都道府県知事は、当該助成申請書に関し意見(別記様式第2号)を付して送付するものとする。

第7 助成の決定

1 会長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成額を決定するものとする。

2 1により助成を決定した場合には、会長は市(区)町村にあつてはその旨を都道府県知事を経由して市(区)町村長に通知し、全国市長会にあつては会長から直接通知するものとする。

第8 助成事業の内容の変更

助成対象事業について変更が生じた場合にあつては、市(区)町村長及び全国市長会会長は変更する内容とその理由を付して、市町村にあつては直ちに都道府県知事を経由して、全国市長会にあつては会長にそれぞれ報告し、その承認を受けるものとする。

第9 助成金の交付

1 市(区)町村長及び全国市長会会長は、助成対象事業を完了し、助成金を受けようとするときは、実績報告書(別記様式第3号)をそれぞれ市町村にあつては都道府県知事を経由して会長に、全国市長会にあつては直接会長に2部提出するものとする。

2 会長は、実績報告書を受理した後、上記第3の2の(1)の女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業にあつては、その交付すべき助成金の額を確定し、市(区)町村に交付するとともに、その旨を都道府県知事を経由して市(区)町村長に通知するものとする。

別表

助 成 対 象 事 業

区 分	事 業 例
<p>初期消火活動 及び 予防活動助成事業</p>	<p>【初期消火活動】 D - 1 級軽可搬ポンプ一式《必須》 その他活動に必要な資器材</p> <p>【予防活動】 法被・ジャンパー等 その他活動に必要な資器材</p>
<p>初期消火活動 及び 応急救護普及活動助成事業</p>	<p>【初期消火活動】 D - 1 級軽可搬ポンプ一式《必須》 その他活動に必要な資器材</p> <p>【応急救護普及活動】 CPR 訓練人形・訓練用マット等 その他活動に必要な資器材</p>

(注) 事業例のうち、「その他活動に必要な資器材」とは、別に定めるものとする。